

平成
26年

中小企業団体千葉県新春交流会

平成26年の新春を迎えるにあたり、中小企業団体千葉県新春交流会を下記のとおり開催する運びとなりました。

本交流会は、中小企業組合活動に多大な功績を挙げられた方々をお祝い申し上げますとともに、新年に対する抱負等をご歓談いただき、会員皆様の相互交流を深めていただくために開催するものです。つきましては、会員皆様に多数ご参加いただきたく、ご案内申し上げます。



平成25年 新春交流会 表彰式の様子

千葉県中小企業団体中央会

問合せ先 総務部
千葉市中央区富士見 2-22-2
千葉中央駅前ビル3 F
TEL 043-306-3281

1. 開催日時 平成26年1月24日(金) 午後3時～午後5時30分
2. 開催場所 ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴」
3. 参加費 5,000円
4. 内 容 ① 表彰式
② 賀詞交歓会



▲平成25年 中小企業団体千葉県新春交流会 賀詞交歓会の様子

*参加申し込み等については「中小企業ちば」10月号(本誌)に同封します。

明日の中小企業組合運動の担い手を育成します！

組合運営実務（組合士養成）講習会のご案内

～事務局機能の強化は人材育成から！ さあ、今こそ中小企業組合士になろう！～

本誌9月号に同封の文書にてご案内のとおり、本会では中小企業組合関係者を対象に、組合の運営、会計等の基礎的・実務的知識の習得を目的とした講習会を下記により開催いたします。

この講習会は、事業協同組合等の連携組織をサポートする唯一の資格「中小企業組合士」の養成講座も兼ねており、12月1（日）の検定試験に向けた受験対策にも適しています。

つきましては、組合運営に携わる役職員の方々、また、組合設立後間もない組合におかれましては、殊にご受講いただきたい内容となっておりますので、ぜひ奮ってご参加下さい。

I. 講習会の概要

- (1) 日時 平成25年10月23日（水）～平成25年11月27日（水）のうち全6日間
 (2) 場所 千葉中央駅前ビル5階会議室（千葉市中央区富士見2丁目2番2号）
 (3) 内容 下記（講習会日程表）のとおり
 (4) 受講料 (1) 全科目受講者 3,000円
 (2) 組合制度・会計・運営いずれか1科目ごと 1,000円

II. 講習会日程表

時間 月日	13:30 ~ 15:00	15:15 ~ 16:45	
10/23（水）	中小企業論・中小企業組合論 組合制度（制度史）	組合会計 組合士受験の為の会計基礎	
10/30（水）	団体法の基礎 商店街振興組合法の基礎 制度練習問題（過去問）		組合士受験の為の会計決算
11/6（水）	中小企業等協同組合法の解説	組合運営 中小企業関係法律と諸施策	
11/13（水）	組合会計 税務に関する出題のポイント		組合事務管理の実務
11/20（水）	組合運営 組合運営論（通論・各論）		労務管理・労働法通論
11/27（水）	組合会計 組合会計 問題演習		組合運営 問題演習

※各科目は本会指導員が担当します。

III. お申込み・お問合せ

組合士養成講習会への参加申込み、中小企業組合検定試験に関するお問合せ等につきましては、本会工業連携支援部（TEL:043-306-2427 / 担当：新井）までお願いします。

公正な採用選考のために

～男女差別以外に採用選考時に配慮すべき事項～

厚生労働省では、就職の機会均等を確保するために、応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考を実施するよう雇用主の皆様方にご協力とご努力をお願いしています。

雇用主の皆様方におかれましては、公正な採用選考の考え方についてご理解いただき、差別のない公正な採用選考の実施に向けて積極的な取組をお願いします。

公正な採用選考の基本的な考え方

- 募集・採用選考に当たっては、応募者の基本的人権を尊重することを基本に、
 - ・募集に当たり広く応募者に門戸を開くこと
 - ・応募者の適性・能力のみを基準として採用選考を行うこと
 が、特に重要です。

就職の機会均等ということは、誰でも自由に自分の適性・能力に応じて職業を選べることですが、この前提として、雇用する側が公正な採用選考を行うことが必要不可欠です。

採用選考時に配慮すべき事項

次の①～⑪の事項について、応募用紙（エントリーシートを含む）に記載させる・面接時において尋ねる・作文を課すなどによって把握することや、⑫～⑭を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

【本人に責任のない事項の把握】

- ①本籍・出生地に関する事
- ②家族に関する事（職業・続柄・健康・地位・学歴・収入・資産など）
- ③住宅状況に関する事（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- ④生活環境・家庭環境などに関する事

【本来自由である事項（思想信条にかかわること）の把握】

- ⑤宗教に関する事
- ⑥支持政党に関する事
- ⑦人生観・生活信条などに関する事
- ⑧尊敬する人物に関する事
- ⑨思想に関する事
- ⑩労働組合・学生運動など社会運動に関する事
- ⑪購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事

【採用選考の方法】

- ⑫身元調査などの実施
- ⑬全国高等学校統一応募用紙・J I S規格の履歴書（様式例）に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）の使用
- ⑭合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

（注1）戸籍謄（抄）本や本籍が記載された住民票（写し）を提出させることは、①の事項の把握に該当することになります。

（注2）現住所の略図等を提出させることは、③④などの事項を把握したり、⑫の身元調査につながる可能性があります。

（注3）⑭は、通常、採用選考時において合理的・客観的に必要性が認められない健康診断書を提出させることを意味します。

- 詳しくは、都道府県労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせください。

全国のハローワーク等への連絡先

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

厚生労働省トップページ

分野別の政策「雇用」

政策分野関連情報
「ハローワーク等所在地」